

日本形成外科学会会員の皆さまへ

2025年版

団体保険制度のご案内

1 クレーム対応費用保険

勤務医
開業医(診療所)

2 勤務医サイバー保険

勤務医

3 医療機関用サイバー保険

開業医(診療所)

WEBでもお申しいただけます！

https://www.nichizei-net.com/keisei/contact_dantai/



保険期間

2025年4月1日 午後4時から
2026年4月1日 午後4時まで 1年間
(中途加入も受付けております)

契約者：一般社団法人 日本形成外科学会

申込締切日：2025年3月14日(金)

クレーム対応費用保険

(費用・利益保険普通保険約款・医療業務妨害行為対応費用保険特約条項・各種特約)

1 保険の概要

被保険者が第三者から過度なクレーム行為を受けた場合に、そのクレームへ対応する際の円満な解決をサポートする保険です。損保ジャパンが指定する専門相談窓口(クレームコンシェル)による相談、アドバイス等のサービスを受けることができ、また、損保ジャパンの承諾のもと弁護士による法的対応を行う場合に、保険金をお支払いします。

※クレーム行為とは、記名被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が被保険者(保険の補償を受けられる方)に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。

クレーム対応費用保険の特長

クレーム対応に関する専門相談窓口へ、

無料相談が可能

専門相談窓口が当事者間で
解決困難と判断した事案は、

弁護士費用を補償

想定される主なクレーム事例

診療に関するもの

患者が「注射してくるまで帰らない」と診察室で仰向けになり、次の患者が入れない状況になった。
不退去罪

待ち時間に関するもの

待ち時間が長いことに腹を立てた患者が、受付カウンター越しに職員の肩をつかんで罵倒した。
威力業務妨害

診断書に関するもの

医学的に根拠のない内容の診断書を書くように脅され拒否したところ、毎日診療所へ押しかけ「大声を出す」「居座る」などの業務妨害を受けた。
威力業務妨害

セクハラ・ストーカーに関するもの

女性看護師や女性事務職員数名に待合室や廊下などですれ違い時に抱きつく等、問題行動が再三続けられた。
公然わいせつ罪

その他

他の患者の前で「ヤブ医者だ」と罵倒された。インターネットで書き込みされ風評被害が発生。
侮辱罪

近年、医療機関では、全体で75%近くの医師が、自己中心的で理不尽な要求、暴言、暴力を行う患者やその家族を対応した経験があるという調査結果がでております。(出典:㈱ケアネット 2022年2月調査データ)

お支払いする保険金

弁護士費用保険金:相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用、その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要な費用。

(※日当、顧問料は含まれません。)

ご加入対象者(被保険者)

一般社団法人日本形成外科学会の会員

- 医師(勤務医)
- 会員が理事長・管理者となっている医療法人・医療施設

2 保険金額(支払限度額)と保険料

[保険期間1年、一括払]

		診療所契約 (1施設あたり)		勤務医契約 (1名あたり)	
		プラン①	プラン②	プラン①	プラン②
お支払いする 弁護士費用の 支払限度額 (縮小支払割合90%)	1事故	100万円	300万円	100万円	300万円
	期間中	300万円	900万円	300万円	900万円
	自己負担額	1万円			
年間保険料		20,000円	30,000円	10,000円	15,000円

※診療所契約とは…

- 診療所の開設者が、加入者となる契約です。(非開設者の方は、ご加入いただけません)
- 診療所が複数ある場合は、診療所ごとにご契約いただく必要がございます。

お支払いする保険金 = (弁護士からの請求費用 - 自己負担額1万円) × 90%

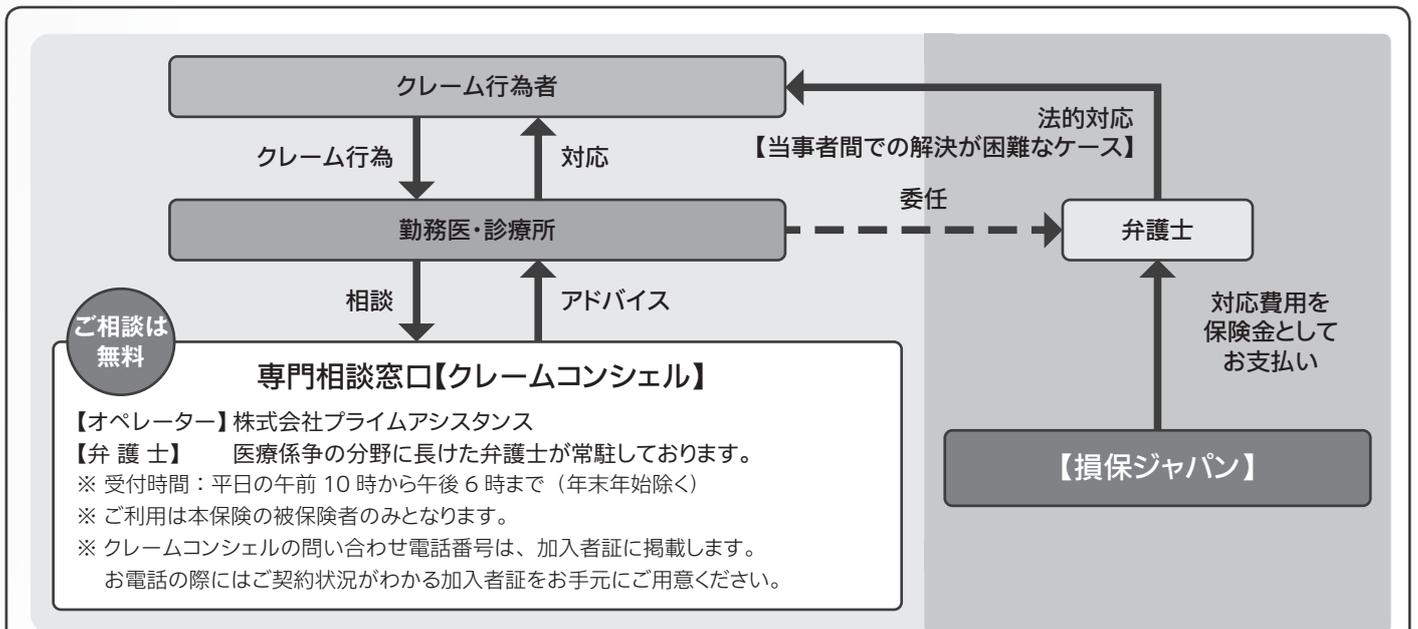
※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客さま自身でのご負担となります。

3 中途加入される場合の保険料

- 中途加入の場合、毎月20日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの保険期間となります。
- ご加入方法は銀行振込み(銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金)のみとなります。

補償開始日	2025年 5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	2026年 1月1日	2月1日	3月1日	
プラン①(支払限度額 1事故100万円・期間中300万円)												
診療所	1施設あたり	18,330円	16,670円	15,000円	13,330円	11,670円	10,000円	8,330円	6,670円	5,000円	3,330円	1,670円
勤務医	1名あたり	9,170円	8,330円	7,500円	6,670円	5,830円	5,000円	4,170円	3,330円	2,500円	1,670円	830円
プラン②(支払限度額 1事故300万円・期間中900万円)												
診療所	1施設あたり	27,500円	25,000円	22,500円	20,000円	17,500円	15,000円	12,500円	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
勤務医	1名あたり	13,750円	12,500円	11,250円	10,000円	8,750円	7,500円	6,250円	5,000円	3,750円	2,500円	1,250円

クレーム行為に遭われた場合にお支払いする保険金



STEP 1 専門家に相談

対象のクレームが発生した場合、専門相談窓口にご相談ください。
 クレーム対応のプロが対応方法についてアドバイスをさせていただきます。



- クレームコンセル内弁護士からは、一般的な法律相談や法制度上の助言をさせていただきます。したがって、個別具体的に法的な助言は行っておりません。
- クレームコンセル内弁護士とのご相談時間は15分までとさせていただきます。
- 保険契約前に発生しているクレームや、患者さまの身体障害に関する賠償請求など医師賠償責任保険での対象となる相談は対象外です。
- 医療事故等の場合は、医師賠償責任保険のご加入窓口にご連絡をお願いします。

STEP 2 弁護士に依頼

- 専門相談窓口が当事者間での解決困難と判断した案件については、弁護士への委任をお勧めさせていただきます。
- 弁護士の対応に係る費用は保険金としてお支払いすることが可能です。



- 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、専門相談窓口にて支援を要請し、保険会社が承諾した場合のみとなります。

クレーム対応費用保険

勤務医サイバー保険

医療機関用サイバー保険

加入・支払い方法

保険のあらまし

勤務医サイバー保険

(業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項・勤務医用追加条項(サイバー保険特約条項用))

サイバー攻撃・情報漏えいリスクへの対策は万全ですか？

勤務医の先生方の個人情報漏えいリスクに加え、万一のサイバー攻撃などにより患者さまや第三者に損害を与えた場合に備える保険です。日本国内だけでなく、海外で生じた事故についても補償の対象となります。勤務している医療施設以外の業務も補償対象となります。

1 保険の概要

■勤務医サイバー保険では、以下のそれぞれの事由に対して2つの損害を包括して補償します。

賠償責任	事故発生時の各種対応費用
以下記載の対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償	以下記載の対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故対応特別費用」「情報漏えい対応費用」等の諸費用の補償
損害賠償金	原因調査費用
訴訟費用	被保険者システム修復費用
弁護士報酬	データ復旧費用
和解または調停に関する費用	弁護士等の外部の専門家への相談費用
など	有益なコンサルティングを受ける費用
	など

	対象事由	概要
①	情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびおそれ
②	デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③	サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④	ITユーザー業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理等に起因する偶然な事由

補償内容

【賠償責任】サイバー攻撃や情報漏えい、業務遂行上のシステム利用等に起因して提起された損害賠償請求について、勤務医(被保険者)が負担する損害賠償金、争訟費用等

【費用】損害賠償請求が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため勤務医(被保険者)が支出した情報漏えい対応費用、謝罪文作成・送付費用、原因究明に要する費用、弁護士相談費用、コンサルティング相談費用、データ復旧費用、情報機器等修理費用 など

対象となる業務

被保険者の行う①から④の業務が対象となります。

- ① 被保険者が従事する医療施設の業務
- ② 被保険者が従事する教育・研究機関で行う医療に付随する業務
- ③ 被保険者が所属する医学会または医師会等の団体の業務
- ④ ①から③の業務に付随して行う業務

ただし、以下の場合は、第三者への被害が業務に関連するものである場合に限り、その業務以外の行為を業務に含められます。

- ① 情報の漏えいまたはデジタルコンテンツ不当事由が、業務以外の行為により発生した場合
- ② サイバー攻撃またはITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由が、業務以外の行為で発生した場合

ご加入対象者(被保険者)

一般社団法人日本形成外科学会の会員の勤務医

2 保険金額（支払限度額）と保険料

[保険期間1年、団体割引20%、一括払]

		プランA	プランB	プランC
保険金額 (1請求/1事故および 期間中のお支払限度額)	損害賠償	1,000万円	3,000万円	5,000万円
	費用	100万円	300万円	500万円
	自己負担額	0円		
年間保険料		2,600円	3,800円	4,800円

3 中途加入される場合の保険料

- 中途加入の場合、毎月20日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの保険期間となります。
- ご加入方法は銀行振込み(銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金)のみとなります。

補償開始日	2025年 5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	2026年 1月1日	2月1日	3月1日
プランA	2,380円	2,170円	1,950円	1,730円	1,520円	1,300円	1,080円	870円	650円	430円	220円
プランB	3,480円	3,170円	2,850円	2,530円	2,220円	1,900円	1,580円	1,270円	950円	630円	320円
プランC	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円	1,600円	1,200円	800円	400円

4 補償対象となる事例

■ 勤務している医療施設の業務における事例

事例	お支払いする保険金の種類
個人の端末にサイバー攻撃が発生した結果、ウイルスに感染。病院内システムに感染し、ソフトウェアやデータが破損し、院内システムがダウンした。	【賠償】 賠償保険金、争訟費用 など
患者の医療情報データが入ったデバイスを紛失し、情報漏えいした。	【費用(被保険者自身に発生する費用)】 原因究明に要する費用、弁護士等への相談費用、第三者のコンサルティング費用、データ復旧に要する費用、機器・設備が損壊した場合における修理費用 など

■ 勤務している医療施設以外(教育・研究機関、学会・医師会、これに付随する業務)の業務における事例

事例	お支払いする保険金の種類
学会のガイドライン作成において、サイバー攻撃が発生し、患者の医療情報が漏えいした。	【賠償】 賠償保険金、争訟費用 など
論文作成のために患者の医療情報を持ち出したデバイスを紛失し、情報漏えいした。	【費用(被保険者自身に発生する費用)】 原因究明に要する費用、弁護士等への相談費用、第三者のコンサルティング費用、データ復旧に要する費用、機器・設備が損壊した場合における修理費用 など

ご注意

勤務している医療機関が被保険者となる同種の保険(サイバー保険等)に加入しているケースで、当該保険にて保険金が支払われた場合、保険会社より勤務医に対して求償権は行使されない場合もございますが、勤務医が直接訴えを受け損害賠償の負担や費用損害が発生した時には、当保険に加入していないと損害はカバーされません。

医療機関用サイバー保険 (診療所のみ対象です)

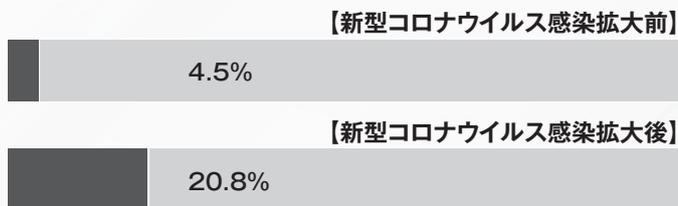
(業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項・制裁等に関する追加条項・戦争不担保追加条項、医療機関用追加条項、被保険者相互間の関係に関する追加条項(サイバー保険特約条項用))

サイバー攻撃から医療機関をお守りする保険です。

個人情報漏えいリスクや、万一のサイバー攻撃などにより、患者さまや第三者に損害を与えた場合に備える保険です。

医療機関は、医療情報等のセンシティブな情報に加え、クレジットカード等の金融情報も存在するため、サイバー犯罪者の標的になりやすいと考えられます。他の業種と比較してもサイバーリスクは高いと言えます。日本国内だけでなく、海外で生じた事故についても補償の対象となります。

医療業界を標的とした攻撃の割合



昨今サイバー攻撃量は急激に増えており、対策は必須といえます!!

医療機関へのサイバー攻撃は新型コロナウイルス感染症拡大前と比べ大幅に増加しています。サイバーセキュリティ対策の不十分さにより攻撃が容易で、かつ攻撃対象となる資産の価値が高い場合、攻撃者から狙われやすいと言われており、医療機関においては攻撃件数は今後さらに増える可能性が高く、実効性の高いサイバーセキュリティ対策がさらに求められています。

(出典: SOMPO リスクマネジメント「医療分野におけるサイバー攻撃の動向と医療機関でのサイバーセキュリティ対策」(2021.10.21))

1 保険の概要

■ 医療機関用サイバー保険では、以下のそれぞれの事由に対して2つの損害を包括して補償します。

賠償責任	事故発生時の各種対応費用
以下記載の対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償	以下記載の対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用の補償
損害賠償金	原因調査費用
訴訟費用	被保険者システム修復費用
弁護士報酬	データ復旧費用
和解または調停に関する費用	弁護士等の外部の専門家への相談費用
など	見舞金、見舞品
	有益なコンサルティングを受ける費用
	会見・マスコミ対応・コールセンター設置
	など

対象事由	概要
① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
② デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉毀損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③ サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④ ①～③以外のその他の業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理等に起因する偶然な事由

補償内容

【賠償責任】 サイバー攻撃や情報漏えい、業務遂行上のシステム利用等に起因して提起された損害賠償請求について、医療法人・医療施設(被保険者)が負担する損害賠償金、争訟費用等

【費用】 損害賠償請求が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため医療法人・医療施設(被保険者)が支出した情報漏えい対応費用、謝罪文作成・送付費用、原因究明に要する費用、弁護士相談費用、コンサルティング相談費用、データ復旧費用、情報機器等修理費用、状態收拾費用 など

対象となる業務

医療施設の医療業務、介護業務または付随業務となります。

ご加入対象者（被保険者）

一般社団法人日本形成外科学会の会員が理事長・管理者となっている医療法人・医療施設

※なお、賠償責任に関するリスクについては、被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者の役員や従業員の方も被保険者となります。

2 保険金額（支払限度額）と保険料

〔保険期間1年、一括払、無床・有床診療所〕

		プランA	プランB	プランC
保険金額 (1請求/1事故および 期間中のお支払限度額)	損害賠償	3,000万円	5,000万円	1億円
	費用	300万円	500万円	1,000万円
	自己負担額	0円		
年間保険料		46,790円	55,760円	69,850円

※こちらは診療所契約となります。

※保険金額とは、損害賠償の場合「1 損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1 事故保険金額」および「総保険金額」を指します。

1 加入者毎に、保険期間中に上記損害賠償、費用でお支払いする保険金の合計額は、損害賠償の保険金額を限度とします。

※複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を同一証券でご加入の場合、年間保険料が上表と異なります。

複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてのご加入をご希望の場合は取扱代理店までお問い合わせください。

3 中途加入される場合の保険料

- 中途加入の場合、毎月20日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの保険期間となります。
- ご加入方法は銀行振込み（銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金）のみとなります。

補償開始日	2025年 5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	2026年 1月1日	2月1日	3月1日
プランA	42,890円	38,990円	35,090円	31,190円	27,290円	23,400円	19,500円	15,600円	11,700円	7,800円	3,900円
プランB	51,110円	46,470円	41,820円	37,170円	32,530円	27,880円	23,230円	18,590円	13,940円	9,290円	4,650円
プランC	64,030円	58,210円	52,390円	46,570円	40,750円	34,930円	29,100円	23,280円	17,460円	11,640円	5,820円

4 補償対象となる事例

【事故例】 電子カルテのサーバに外部から不正アクセスの可能性があることが判明した場合

主な対応事項	主な対応内容	損害額（例）
原因究明	外部の調査専門会社（セキュリティベンダー）に発生原因の究明と漏えいの可能性があるデータ範囲の特定を依頼するために、サーバ3台の調査を委託した。セキュリティベンダーの調査の結果、約3万人の患者の個人情報に対し、外部から不正にアクセスされた可能性があることが判明した。	約300万円
謝罪・広報対応	弁護士と相談のうえで、被害者への謝罪と報告文書送付、関係機関への報告、社外公表文書（WEB公表）などを作成した。	約50万円
	セキュリティベンダーによる調査結果から判断した外部に漏えいまたはそのおそれの可能性が高い約3万人に、漏えいの経緯の説明を兼ねたお詫び状を郵送した。 その後、お詫びの品を発送した（1人500円の商品券＋郵送料）。	約1,800万円
コールセンターの設置	外部に公表した時点で、既存の問い合わせ窓口では対応できなくなることを想定し、新たに専用の問い合わせ窓口を設置した。 （10ブース・2週間程度、5ブース・2週間程度）	約500万円
コンサルタント委託	危機管理コンサルタント（外部）の支援を受けながら、現状把握・今後の対応方針の検討などを行う対策会議（3回）を実施した。	約200万円

※上記費用はすべて医療機関用サイバー保険の各種費用損害としてお支払対象になります。



損害賠償	医療機関が保有する個人情報にはセンシティブな情報や金融情報などが含まれる可能性があるため、損害賠償額が高額になる可能性があります。
------	---

※上記費用は医療機関用サイバー保険の「損害賠償金」のお支払対象になります。

医療機関用サイバー保険付帯サービスの概要 (SOMPO リスクマネジメント社提供)

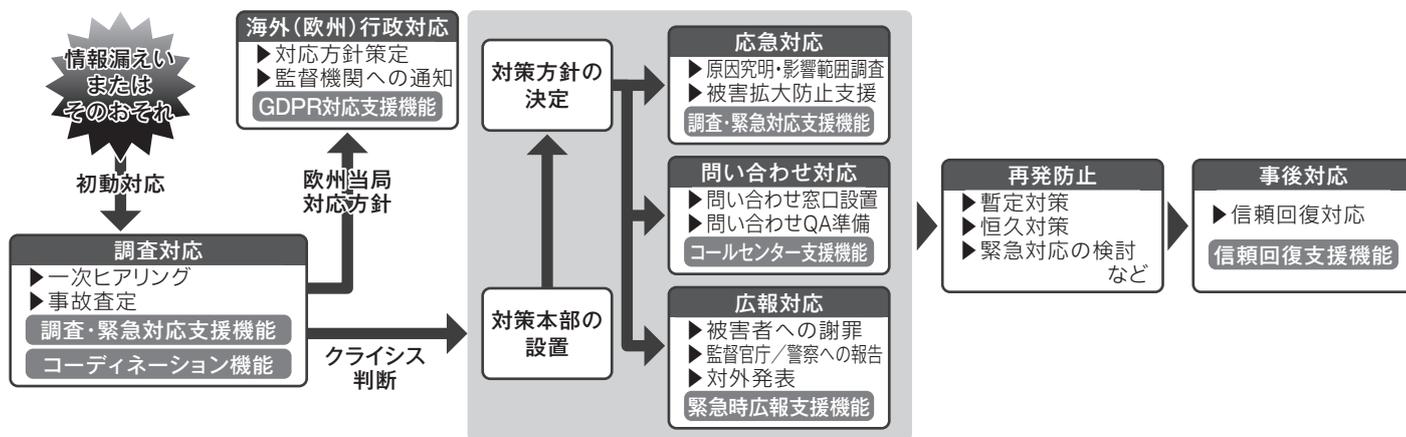
1 サイバーリスクにおける事前対策サービス

サービス名称	概要	費用
① サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	病院 (目安: 病床数200床以上) に対して、サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無償
② サイバーセキュリティレベル簡易診断 (クリニック用) 評価レポート	クリニック (診療所・歯科診療所) に対して、サイバーセキュリティの対策状況を簡易的に診断し、レポートを提供するサービスです。	
③ 標的型攻撃メール訓練 <Lightプラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした無償で行うサービスです。<Basicプラン>のお試し版となります。ご利用は1回限り・1社につき100通まで。	
④ 標的型攻撃メール訓練 <Basicプラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした有償で行うサービスです。ご利用は1年間。発信通数に応じて費用が決まります。	有償

(注) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 事故発生時のサービス (緊急時サポート総合サービス)

「医療機関用団体サイバー保険」にご加入いただくと、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、その事故の公表や患者への謝罪等の対応をしなければならない場合、SOMPOグループのリスクコンサルティング会社である、SOMPOリスクマネジメント(株)を窓口として、「緊急時サポート総合サービス」のご利用が可能となり、ワンストップかつ総合的にサポートします。
(ただし、日本国内における利用、かつ医療機関用団体サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります。)



緊急時の各種サポート機能

医療機関用サイバー保険にご加入の被保険者様からのご用命によりSOMPOリスクマネジメントが必要な機能をご提供します。また、これらの支援に要する費用は、損保ジャパンが医療機関用サイバー保険を通じてファイナンス機能をご提供します。

調査・緊急対応支援機能	緊急時広報支援機能	コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能	コーディネーション機能	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事故判定 ✓ 原因究明・影響範囲調査支援 ✓ 被害拡大防止アドバイス など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 記者会見実施支援 ✓ 報道発表資料のチェックや助言 ✓ 新聞社告支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ SNS炎上対応支援 (公式アカウント対応サポート) ✓ WEBモニタリング・緊急通知 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コールセンター立上げ ✓ コールセンター運営 ✓ コールセンターのクロージング支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再発防止策の実施状況について証明書を発行 ✓ 格付機関として結果公表を支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ GDPR対応に要する対応方針決定支援 ✓ 監督機関への通知対応支援 ✓ 外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所の紹介 など 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要となる各種サポート機能の調整 ✓ 法令対応等について協力弁護士事務所を紹介 など

ご加入方法

郵便・FAX・E-Mailでのお手続き

STEP 1

パンフレット巻末の「クレーム対応費用保険・サイバー保険加入依頼書」をご記入ください。

STEP 2

「クレーム対応費用保険・サイバー保険加入依頼書」を郵送、FAX、メールのいずれかでご提出ください。

【送付先】

株式会社 日税サービス(学会指定保険代理店)

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29F
Tel.03(5323)2111 Fax.03(5323)2123
email : hoken-keisei@nichizei.com

STEP 3

保険料お支払い

銀行振込

振込締切日 2025年3月14日(金)着金

中途加入の場合は補償開始月の前月20日着金

ご加入いただく「プラン」の保険料をご確認のうえ、お振込みください。

※銀行窓口送金・ATM送金・インターネットバンキング送金いずれでもご対応いただけます。



振込名は、ご加入される先生の「個人名」でお願いいたします。

振込先

みずほ銀行 早稲田支店
普通 2217065
シャ)ニホンケイセイゲカガツカイ
一般社団法人 日本形成外科学会
医師賠償責任保険口

【ご注意】振込手数料はご依頼人のご負担となっております。

お手続き完了・加入者証の発行(2025年5月中旬)

ご注意 団体契約のため、先生個人への保険料領収証は発行できません。必要な方は「加入者証」にて代用してください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[取扱代理店]

株式会社 日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1
新宿エルタワー29F
TEL. 03-5323-2111 : FAX. 03-5323-2123
(受付時間/平日 午前9:00~午後5:30)

[引受保険会社]

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL. 03-3349-5402 : FAX. 03-6388-0161
(受付時間/平日 午前9:00~午後5:00)

形成外科学会会員様専用の資料請求・お問い合わせフォームもご用意しております。

下記URLまたは2次元コードからアクセスください。

<https://www.nichizei-net.com/keisei/contact/>



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み：次の3つの商品をご案内しております。

- ①クレーム対応費用保険(費用・利益保険普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各特約をセットしたものです)
- ②勤務医サイバー保険(業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項・勤務医専用追加条項(サイバー保険特約条項用))
- ③医療機関用サイバー保険(業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項・制裁等に関する追加条項・戦争不担追加条項、医療機関用追加条項、被保険者相互間の関係に関する追加条項(サイバー保険特約条項用))

■保険契約者：一般社団法人 日本形成外科学会

■保険期間：2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで1年間となります。

■申込締切日：2025年3月14日(金)着金

■加入条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：一般社団法人 日本形成外科学会の会員

●被保険者：①②一般社団法人 日本形成外科学会の会員である医師(勤務医)

③一般社団法人 日本形成外科学会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設

●ご加入方法：所定の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、郵送にてご送付ください。保険料は、指定口座にお振込みください。(一括払)

●中途加入：学会指定口座に保険料が銀行振込された日(着金日)の翌月1日から補償開始2026年4月1日までとなります。(締切日は毎月20日となります。よって20日過ぎの着金分は翌々月1日から2026年4月1日までの保険期間となります。)

●中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱保険代理店(株)日税サービスまでご連絡ください。

●ご注意：勤務医サイバー保険については、団体割引を適用しております。ご加入人数が10名を下回った場合は、成立しませんので、ご了承ください。

●ご加入の単位(③医療機関用サイバー保険)

施設単位(病院、診療所など)のご加入となります。ただし、同一の法人が複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を運営している場合には、まとめて複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のご加入が可能です。

※同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてご加入の場合、保険金額はすべての対象施設で共有する保険金額となります。医療施設単位または介護医療院・介護老人保健施設単位ごとに独立の保険金額をご希望の場合は、施設単位でご加入ください。

※同一法人で複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を開設し、複数施設間で電子カルテなどを用いて個人情報を利用している場合、一部の複数医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のみご加入し事故が発生した場合にお支払いができないケースがございますので、すべての医療施設または介護医療院・介護老人保健施設でご加入ください。

※医療法人において、本部機能または管理部門機能として法人全体の運営管理の補佐・統括を行っており、医療施設外に法人本部事務局が存在する場合、ならびに、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っており、医療施設外に施設または事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている法人本部事務局、施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。(追加保険料は不要)なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

クレーム対応費用保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
クレーム対応費用保険	<p>保険金を支払う損害は、被保険者が第三者からのクレーム行為を被った場合に、そのクレーム行為を解決するために、弁護士費用を被保険者が負担することによって生じた損害を保険金として支払います。ただし、被保険者がクレーム行為を被り、解決が困難なものであるとして、被保険者がクレームコンシェルに支援を要請し損保ジャパンが承認した場合にかぎり保険金を支払います。</p> <p>弁護士費用 被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および偶然な事故に対応するために要した実費で、必要かつ有益な費用をいいます。なお、顧問料および日当は含まれません。</p>	<p>以下の事由により発生した費用はお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合 ②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合 ③次のア、またはイ、に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イ、に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。 ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人 イ. 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でア、に掲げる者以外の者 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑦被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ⑧クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害 ⑨クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害 ⑩医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害 ⑪美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害 ⑫所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。)が遂行した医療によって生じた損害 <p>など</p>

用語のご説明

用語	用語の定義
訴訟費用	調停、審判および抗告に要する費用を含みます。
クレーム行為	被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が補償対象者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不返去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
クレームコンシェル	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
実費	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
調査費用	翻訳料、調査料等の費用をいいます。

勤務医サイバー保険 補償の内容【保険金をお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いできない主な場合	
共通	<p>①次に掲げるものに起因する損害賠償請求</p> <p>ア. 身体の障害および精神的苦痛</p> <p>イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害</p> <p>②直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求</p> <p>ア. 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態</p> <p>イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請</p> <p>③直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求</p> <p>④ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償請求</p> <p>⑤直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求</p> <p>⑥ 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>⑦被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為</p> <p>⑧ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為</p> <p>⑨ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報漏えいまたはそのおそれを除きます。</p> <p>⑩記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のア. またはイ. の原因による場合を除きます。</p> <p>ア. 火災、破裂または爆発</p> <p>イ. サイバー攻撃または IT ユーザー業務の偶然的な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止</p> <p>⑪知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。</p> <p>⑫被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還</p> <p>⑬被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害</p> <p>⑭差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使</p> <p>⑮暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失</p> <p>⑯記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、次のア. またはイ. に起因する損害賠償請求</p> <p>ア. 前払式支払手段の不正な操作または移動</p> <p>イ. 不正な為替取引または資金移動</p> <p>⑰戦争等(以下のア. からウ. に掲げる者をいいます。)</p> <p>ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>イ. ア. の過程または直接的な準備として行われた『国家関与型サイバー攻撃』</p> <p>ウ. 『国家関与型サイバー攻撃』のうち、被害国家における次の(1) または(2) に重大な影響を及ぼすもの</p> <p>(1) 『重要インフラサービス』の利用、提供または完全性</p> <p>(2) 安全保障または防衛</p> <p align="right">など</p>
事故に関する各種対応費用部分	<p>①記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>②記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>③電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれが提供されなかったことに起因して発生した費用</p> <p align="right">など</p>

医療機関用サイバー保険 補償の内容【保険金をお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いできない主な場合	
損害賠償部分	<p>①保険契約者または被保険者の故意</p> <p>②被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為</p> <p>③被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為</p> <p>④他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取</p> <p>ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。</p> <p>⑤記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。</p> <p>ア. 火災、破裂または爆発</p> <p>イ. 偶然的な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止</p> <p>⑥知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。</p> <p>⑦被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還</p> <p>⑧被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害</p> <p>⑨差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使</p> <p>⑩暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失</p> <p>⑪戦争等(以下のアからウ. に掲げるものをいいます。)に起因する損害</p> <p>ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>イ. ア. の過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃</p> <p>ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの</p> <p>※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。</p> <p align="right">など</p>
事故に関する各種対応費用部分	<p>①記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>②記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>③電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれが提供されなかったことに起因して発生した費用</p> <p align="right">など</p>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

- この保険契約は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- クレーム対応費用保険については、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- サイバー保険の保険適用地域は全世界となります。
- 保険料算出の基礎となる医療機関の形態等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または、記名・捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。
なお、ご加入のお申込日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ご契約を解約される場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまで

でお申出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込後であってもお客さまがご契約を申込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時^(※)に始まり、末日の午後4時^(※)に終わります。
(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 取扱保険代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、取扱保険代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- クレーム対応費用保険では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

ご加入にあたっての注意

- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは下記のとおりです。

- ①記名被保険者
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数値を記載する場合はその内容

- 通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 下記の事項に変更があった場合にも、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 損害賠償の請求の内容
 - 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 - 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 - 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- サイバー保険は示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。

事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - サイバー保険は、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。
 - 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類(保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など)
 - 保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類(診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など)
 - 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類(同意書 など)
 - 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類(示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など)
 - 弁護士委任状(弁護士に対応を依頼した際の委任状)
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - 専門機関による鑑定結果の照会
 - 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - 日本国外での調査
 - 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに事故サポートセンターへご連絡ください。

<受付時間>

平日:午後5～翌日午前9時

土日祝日:24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(一般社団法人日本形成外科学会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

加入依頼書 記入例

①加入者証は、原則として以下にご記入いただいた住所に送付します。送付先を勤務先にする場合は、勤務先住所および、〇〇病院〇〇科までご記入ください。

②ご希望の加入項目に☑して保険料をご記入ください。

※WEBでお手続きの方はご提出不要です。

日本形成外科学会 クレーム対応費用保険・サイバー保険 加入依頼書

申込内容と下記項目をご確認いただきお手続きください。

申込日 2025年 2月 1日

私は、一般社団法人日本形成外科学会の会員であり、同会を契約者とする団体保険へ加入します。

併せて、パンフレットまたは損保ジャパン公式サイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に記載の個人情報の取り扱いに同意します。

氏名	フリガナ ケイセイ タロウ 形成 太郎		
性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女		
学会会員番号	123456	生年月日	西暦 20XX年 X月 X日生
TEL	03 (XXXX) XXXX	携帯TEL	()
メールアドレス			

①

郵送物送付先住所	フリガナ 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇 ※送付先を勤務先にする場合は、加入者住所欄を勤務先とし、〇〇病院〇〇科までご記入ください。
主たる勤務先病院・医院・もしくは医療施設	
名称	フリガナ 〇× 病院 〇× 科
所在地	フリガナ 〒 トウキョウトシンジュククニシシンジュク 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
TEL	03 (XXXX) XXXX

②

I. クレーム対応費用保険	<input type="checkbox"/> 勤務医師 <input checked="" type="checkbox"/> 診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 2025年4月1日～1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入()月1日	保険料 20,000 円
	<input checked="" type="checkbox"/> プラン① <input type="checkbox"/> プラン②		
II. 勤務医サイバー保険	<input type="checkbox"/> プランA <input type="checkbox"/> プランB <input type="checkbox"/> プランC	<input type="checkbox"/> 新規 2025年4月1日～1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入()月1日	保険料 円
III. 医療機関用サイバー保険	<input checked="" type="checkbox"/> プランA <input type="checkbox"/> プランB <input type="checkbox"/> プランC	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 2025年4月1日～1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入()月1日	保険料 46,790 円
銀行振込日	2025年 2月 1日	合計保険料	66,790 円

保険料のお支払い方法・お手続きの流れ

払込方法	銀行振込	本加入依頼書をFAXもしくはメール送信後、保険料をお振込みください。 <パンフレットP8をご参照ください。> 振込先:みずほ銀行 早稲田支店 普通2217065 一般社団法人日本形成外科学会 医師賠償責任保険口
------	------	--

おすすめ

「形成外科学会のほけん」

- ・所得補償保険
- ・団体長期障害所得補償保険
- ・新・団体医療保険
- ・針刺し事故特約セット傷害総合保険

資料送付希望

株式会社 日税サービス FAX : 03-5323-2123 MAIL : hoken-keisei@nichizei.com

日本形成外科学会 クレーム対応費用保険・サイバー保険 加入依頼書

申込内容と下記項目をご確認いただきお手続きください。

申込日 年 月 日

私は、一般社団法人日本形成外科学会の会員であり、同会を契約者とする団体保険へ加入します。

併せて、パンフレットまたは損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) に記載の個人情報の取り扱いに同意します。

氏名	フリガナ		

性別	<input type="radio"/> 男	<input type="radio"/> 女	
学会会員番号		生年月日	西暦 年 月 日生
TEL	()	携帯TEL	()
メールアドレス			

郵送物送付先住所	フリガナ		
	〒		
※ 送付先を勤務先にする場合は、加入者住所欄を勤務先とし、〇〇病院〇〇科までご記入ください。			
主たる勤務先病院・医院・もしくは医療施設			
名称	フリガナ		

		病院	科
所在地	フリガナ		
	〒		
TEL	()		

I. クレーム対応費用保険	<input type="checkbox"/> 勤務医師	<input type="checkbox"/> 診療所	<input type="checkbox"/> 新規 2025年4月1日～1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入()月1日	保険料 円
	<input type="checkbox"/> プラン①	<input type="checkbox"/> プラン②		
II. 勤務医サイバー保険	<input type="checkbox"/> プランA <input type="checkbox"/> プランB <input type="checkbox"/> プランC		<input type="checkbox"/> 新規 2025年4月1日～1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入()月1日	保険料 円
III. 医療機関用サイバー保険	<input type="checkbox"/> プランA <input type="checkbox"/> プランB <input type="checkbox"/> プランC		<input type="checkbox"/> 新規 2025年4月1日～1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入()月1日	保険料 円
銀行振込日	年 月 日	合計保険料		円

保険料のお支払い方法・お手続きの流れ		
払込方法	銀行振込	本加入依頼書をFAXもしくはメール送信後、保険料をお振込みください。 <パンフレットP8をご参照ください。> 振込先:みずほ銀行 早稲田支店 普通2217065 一般社団法人日本形成外科学会 医師賠償責任保険口

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">おすすめ</div>	「形成外科学会のほけん」 <ul style="list-style-type: none"> ・所得補償保険 ・団体長期障害所得補償保険 ・新・団体医療保険 ・針刺し事故特約セット傷害総合保険 	<input type="checkbox"/> 資料送付希望
---	---	---------------------------------

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[取扱代理店]

株式会社 日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1
新宿エルタワー29F
TEL. 03-5323-2111 : FAX. 03-5323-2123
(受付時間/平日 午前9:00~午後5:30)

[引受保険会社]



損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL. 03-3349-5402 : FAX. 03-6388-0161
(受付時間/平日 午前9:00~午後5:00)

形成外科学会会員様専用の資料請求・お問い合わせフォームもご用意しております。

下記URLまたは2次元コードからアクセスください。

<https://www.nichizei-net.com/keisei/contact/>

